



新型コロナウイルスと障害者的人権・発達保障

コロナ禍で浮かび上がる学校教育の課題 障害のある子どもと家庭を念頭に

三木 裕和

要旨 新型コロナ感染症による社会的混乱、長期の休校措置は、障害のある子どもにどのような影響を与えたのか。また、学校はそれにどう応えたかを検討した。学校教育では人間的共感関係、医療・福祉との連携が重要であった。学校再開後、学校の情報化が進み、人間的共感関係の形成に不安が生じている。

キーワード 新型コロナ感染症、障害児、長期休校、学校の情報化

はじめに

2023年5月8日、新型コロナ感染症は2類相当から5類感染症へと移行した。これにより「法律に基づき行政が様々なな要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとした対応に変わります」と厚生労働省はアナウンスした¹⁾。

もちろん、これで新型コロナ感染症が収束したわけではない。障害者、高齢者の福祉分野を中心に、依然として緊張した対応が続けられている。学級閉鎖や学校閉鎖の情報も見られる。

その一方、「5類への移行」「個人の選択の尊重」で社会は一定の安堵と落ち着きを取り戻したかに見える。市民生活も厳しい制約から解放されつつあり、学校の授業や行事も以前の姿に戻ろうとしている。しかし、この時期にこそ、「あの頃」の社会的狂騒を忘れてはならないだろう。私たちが初めて経験した恐怖と混乱にこそ、重要な出発点があったからだ。

当時のTV報道を顧みると、未知の感染症に

遭遇した日々が思い起こされる²⁾。

感染の後、5日目で咳、発熱、肺炎、呼吸困難、15日目には重症化例が現れ、自力での呼吸が困難となり、ECMO（体外式膜型人工肺）に頼る重篤例も現れる。呼吸不全は全身の臓器に影響を及ぼし、脳梗塞、心不全、肝不全、腎障害などの重篤な状態に陥る。ウイルスは全身状態に影響を及ぼし、特に、糖尿病、高血圧、脂質異常など、基礎疾患のある人は危険とされた。

感染力は極めて強い。エアロゾル感染だ、いや空気感染に近いとまで報道された。

テレビでは緊迫した病院が映し出されたが、パニック映画を超えた強い恐怖を人々に与えた。重装備の防護服、何重にも装着されたマスク、医師・看護師の慌ただしく立ち働く姿、病棟はビニールカーテンで急ごしらえにゾーニングされていた。有名な芸能人の訃報が伝えられ、緊迫感はより実感を伴ったものになった。

有効な治療法が見つからない。ワクチンは開発中だが、この冬には到底間に合わない。とにかく人と人との接触がいけない。「新しい生活様式」が肝要だ。スマホのGPS機能を利用した「人流」の追跡が必要だ。

市民に蔓延したこの感覚には、強い恐怖が内包されていた。

1 国会では懲役刑が検討された

この時期、新型コロナ対策の名で、特別措置法と感染症法の改正が国会で議論されていた。検討の当初、政府は入院を拒否する陽性者に刑事罰（1年以下の懲役、または100万円以下の罰金）を提案した。疫学調査（PCR検査など）を拒否する者にも、50万円以下の罰金（これも刑事罰）が検討された。

当然のこととして、多くの批判の声が上がり、懲役刑などの刑事罰は撤回されたが、入院拒否者には50万円以下の過料（刑事罰に当たらない）、調査拒否には30万円以下の過料となった。コロナ患者を「よそ者」として排斥する感情が社会に満ちてくる恐怖を私たちは感じていた。

全国知事会は、最初から強い罰則規定を積極的に求めていた。

地方自治体は地域住民からの声が届きやすく、首長は市民間に排斥感情が高まることに苦慮していたようだ。市民の生活を守るために施策を検討し、市民同士の怨嗟が増幅しないよう配慮しつつ、しかし、全国知事会はコロナ患者への刑事罰を求め、政府に意見書を出している。

実効性ある感染症拡大防止対策の強化について 2020年4月30日、全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部 新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言

- (1) 略
- (2) 感染症法に基づく積極的疫学調査におけるPCR検査の受検や陽性者に対する行動歴の調査、さらには自宅待機等に対して協力が得られないケースも多発しており、感染者を社会全体で支えていく意識づくりはもとより、要請・指示に従わず、調査協力を拒否する行為に対して、実効性を担保するため法的措置を設けるなどの改善を図ること。

この文面を目にして、障害者問題にかかわりの

ある人であれば、ハンセン病などの過去の事例を思い起こすだろう。感染症対策は、いつも「いわれのない差別」に結びついていたのだ。事実、感染症法の前文にも、その戒めが記されている。

人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に追いやり、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応することが求められている。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、前文

人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に追いやり、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。

一方、我が国においては、過去にハンセン